

○佐藤座長 よろしいでしょうか。また、我々のディスカッションのところで検討していく事項でもあるということでございますが、そのほかの方で、どうぞ、先生。

○三野構成員 精神科診療所協会の三野でございます。精神ばかり申し上げて大変申し訳ないのですが、今、ご説明のありました重度かつ継続ということについて、私も昨日これを見せていただきまして、驚きまして、あえて質問をさせていただきます。一体いつからこのような概念に変わったのかなと。ずっと私、障害者部会で傍聴させていただいて、最初の表現では「重度かつ継続的に医療費が発生するもの」という表現でございまして、そのときにたしかGAFの30以下という、いわば状態が非常に悪い。重度は何かという定義に基づいてご提案があったと。それから、いつの間にか3疾病になった。

さらに、今、日精協の花井先生がおっしゃいましたように、この3疾病は、精神通院公費の範囲を限定するものではないというご説明があった。それは全体の対象とはまた別だというご説明があったわけですが、結局、煎じ詰めると、「重度かつ継続」というのは、重度というものは関係ない、重度かつ継続1つまとめて経済的な概念として、一定の負担能力がある場合でも、月に一定の上限を設けることができる対象者というふうにもう割り切ってしまうのかどうかということがまず1点でございます。

ここでは上限を設けるというふうに書いておられますけれども、実際に5ページの表、負担の概要の表を見ますと、そもそも最初に「重度かつ継続」という概念が障害者部会で提案されていましたときは、この一番右側の一定所得以上のところについては、重度かつ継続はかかるべくかなかったのですね。一定所得以上、つまり、所得税額30万円以上の方に関しては、すべて公費負担の対象外ということで、これがその次の次でどうか、障害者部会で、いつの間にか膨らんで、施行2年間でどうか、暫定措置となりました。いわば劇的変化の緩和措置ということになったと思うのですけれども、そのような形であると、結局これは上限額の設定ではなくて、除外、ここにある白い部分、公費負担の対象外となる。精神に関して言えば、私はこの四角形、長方形は全部が32条の現行の対象だと思っておりますけど、そこからこの白いものが抜ける、その白いものが抜けるものに対して救済をしようというものなのかなどうか、そのところを少しつきりお教えいただかないと、重度かつ継続に入れないと思いますので、少しその辺を大分明快にここでお示しなされていると思うんですが、もう一度、ご説明いただきたいと思います。

○佐藤座長 ご説明いただきたいと思いますが。

○野村課長補佐 まず昨年の11月の部会では、確かに最初にGAFで30という形で審議会、部会でご提出申し上げて、12月のご審議の際に、今のような形で基本的に3疾病という形になりましたけれども、なかなか状態像と、例えば精神ですと、デイケアの利用者の像とか、そこは必ずしもリンクしないのではないかなどの課題もありましたので、こういう形で医療費が大きくなりがちな疾病的ケースということでご提案をさせていただいたいるところでございます。

そうした中で、今の一定所得以上というところ、5ページの右側のところですが、これ

は一番下の※3のところで書いておりますけれども、今回、基本的に公費負担医療制度について、例えば所得の低い方でございますとか、あるいは今申し上げたように、継続的に医療費負担の必要な方というのに、特に重点的に配慮しながらやつていこうというような形でやっておりますけれども、そういう中で見たときに、一定所得以上の方という場合にも、やはり一定以上所得がある以上は、医療保険制度上もそうでございますが、ある程度、ご負担をしていただける力はあるのかなというふうには考えておりますけれども、ただ、重度かつ継続といつものに該当するような疾患の場合には、ある程度相応の額の負担は継続するというような状況でもございますので、ここは経過措置的に一旦対象とした上で、実態を踏まえて、また考えていこうという形で、対象といいますか、ご指摘のように、右側に張り出したような形となっているところでございます。

そういう意味では、ここは継続的に医療費が発生するということに着目して、一定所得以上の場合であっても、経過的に対象にしていくと。それを実態に応じて、また検討、判断していくみたいというふうに書いている次第でございます。

○三野構成員 後ほど、そうしましたら、質疑応答の中でお話し申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤座長 そのほかにいかがでございましょうか。

○樋口構成員 一番終わりの方に付いております国会での審議状況の中で、最初の質問に関する答弁の中のことなんですが、今後、「重度かつ継続」の範囲をどうとるのかという、広過ぎるという意見と狭過ぎるという意見が両方あるということから、ここで実証的な研究結果を踏まえて対象を明確化するというお答えが出ておるようあります。大体2年ぐらいの期間ということでございますが、具体的に実証的な研究というのはどのようなものを想定していらっしゃるかということについて、概要がわかりましたらお教えください。

○佐藤座長 事務局の方からお答えください。

○渡辺課長補佐 そのところでございますけれども、ちょっとマイクのつきが悪くて申し訳ございません。このたび、精神と更生・育成と3つ制度があるのでございますけれども、精神の部分につきましては、また後から資料でちょっと出てくるかと思いますけれども、厚生労働科学研究の中で、精神の関係に詳しい先生方に具体的に研究していただこうと。更生・育成について、少し先生方の研究分野も違いますので、更生・育成の方についても、そのようなことで研究していただこうというふうに思っていますので、具体的には、研究者の先生方などとお話を今詰めさせていただいている最中ですけれども、やはり重度かつ継続ということにつきましては、医療費のかかった額というようなことで考えてございますので、レセプトデータなどを集めて、それをいろんな角度から検討、議論していくということで考えているところでございます。

具体的には、きょう精神の方につきましては、竹島構成員がご専門でいらっしゃるので、竹島構成員に入っていたい、更生・育成の方につきましては佐藤先生などにも入って

いただいたて、研究班で検討していただくというようなことで考えております。

○佐藤座長 よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

○桑原構成員 行政の立場からの質問なのですが、全国自治体の行政担当者を対象とした一連の会議では、「重度かつ継続」の判定については、医療的な面を重視して、精神障害者保健福祉手帳は一応切り離して考えるのだというような説明をされてきていたと思います。こうした方針に対して、審査の現場を担当する立場の者としては、医療的な情報だけで、「重度かつ継続」を判断することは困難だと感じていました。ただ、直近に開催された、行政担当者向けの会議では、将来的には、現行の手帳制度の活用についても検討することも考えたいといったニュアンスのご発言があったとの報告を受けております。そこで、今後、「重度かつ継続」の対象者を選ぶなり、対象疾患の重篤度を判定する際に手帳の等級判定結果を活用する可能性、あるいは、手帳制度の位置づけについて、当面、あるいは将来的に、どのように考えてらっしゃるのかご説明いただければありがたいと思います。

○佐藤座長 よろしくお願ひします。

○野村課長補佐 基本的にはこの疾患に該当するかどうかということでございますので、医師の診断書、あるいは判断がわかるものというのが、意見書、診断書になると思いますけど、そういうものが基本になるかなというふうには考えております。ですが、制度切りかえのときに、従来の対象の方の中でどの方が重度、継続というものの対象になるか、いろいろな手続上の課題もありますので、そういう意味ではいろいろなご意見を伺いながら、また細部は検討してまいりたいと考えております。

○竹島構成員 今、手帳のことが出てまいりましたので、1点だけ触れさせていただきたいと思います。私どもの研究の中でも、手帳制度の実態について聞き取り調査等をさせていただいたことがございますけれど、手帳制度が都道府県ごとによって、1級から3級までの取得状況が異なる面があるということであるとか、手帳制度は手帳制度で質的向上といいますか、その制度の向上のためには一定の評価しなければいけない段階があるのではないかと思っておりますので、私の感触からいいましたら、手帳制度を今、一体的に結びつけて考えるということにはまだ少し無理があるのではないかという感触を持っております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。今までのいろんな質疑の中で、大分論点がいろんな方面にあるということがわかつてきたようでございますけれども、さらに今後それを検討していく場合の検討事項にかかる論点であるとか、進め方、今、そういうルートを定めないでディスカッションいただきましたけれども、進め方等について、事務局の考えをお聞きしながら、どういうふうに今のような問題点を整理していくかということを討議していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次の方に移りまして、今、申し上げましたような検討事項に係る論点及び検討会における検討の進め方というものについて事務局から説明をお願いしたいと思います。その説明

のときに、また引き続いて質疑応答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。事務局からお願ひします。

○椎名主査 よろしくお願ひいたします。横長の2枚紙の資料2というところをご覧ください。

検討事項に係る論点でございます。今回の検討会の検討課題であります1番目、重度かつ継続の考え方についてですが、論点としては、1つ目は、高額な医療費負担が継続的に発生する疾病とはどんなものか。

2点目として、各疾患ごとにおける高額の医療費負担が発生する患者の割合、つまり患者ごとの医療費負担の分布でありますとか、また、それぞれの疾患における治療に要する期間はどの程度であるのか。

3点目としては、各疾患における診断の類似点の有無。これは具体的には、例えうつ病と躁うつ病とどのようにいつの時点で判断するのか、そういう論点があり得るものと考えております。

2. 再認定に係る考え方についてでございますけれども、こちらは、まず1つ目として、公費負担医療の継続が必要であると、そのように考えられる状態像というのがどういう状態であるか。2点目としては、再認定の対象となる状態をどのように判断するか。その基準とはどうあるべきか。3点目として、再認定の申請に係る診断書の様式をどうするか。

そういう論点があるものと考えております。

検討課題の3. その他の検討事項についてでございますけれども、1つ目としては、公費負担請求に対する審査の体制や今回指定医療機関制度を導入しておりますが、いわゆる指定の取消しを行うとしたら、そういうルールのあり方について。2点目としては、審査指針等自立支援医療そのものの質を確保していくための方策。3点目としては、自立支援医療の内容の明確化といった検討事項があると認識しております。

おめくりいただきまして、2枚目ですが、本検討会における検討の進め方の案でございます。検討会における検討の手順としては、まず、国会での審議状況がございますため、まず最初に重度かつ継続についての検討を行う必要があると考えております。続きまして、事務手続が制度施行後に発生すると考えられる再認定に関する事項に関する検討を行う。

3番目にその他の事項に関しては継続的に検討を行う必要があると、このように考えております。

検討事項の1点目の、重度かつ継続の範囲に関する当面の検討手順でございますけれども、まずは、既存の収集されたデータをもとに検討を行っていただきたいと思います。精神に関しては日精協さん、日精診さんのデータ等がございますので、それに基づき、まず検討を開始していただければと思います。他方、育成医療・更生医療に関しては、現在詳細なデータがございませんので、厚生労働科学研究による研究班にてデータ収集に着手しておりますところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明いただきましたが、その内容は、先ほど矢島課長さんから説明のあった項目について、さらに詳しくしたものと説明をいたいたわけですが、その検討事項に関してでございますが、その検討事項をどういうふうに進めていけばいいか、国会で審議されておることをまず踏まえながらという点もあって、説明があったわけですが、この2つの説明について、一括してご意見をいただきたいと思います。いかがございましょうか。質問なり、ご意見をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。特別ご質問はございませんでしょうか。三上構成員、お願ひします。

○三上構成員 重度かつ継続の考え方については、まだこれからということなんですが、ここで3番のその他の検討事項として書かれている公費負担請求に対する審査体制や指定の取り消しのルールをどうするかという問題、あるいは審査指針等自立支援医療の質を確保する方法ということが書いてありますが、これはいわゆる自立支援医療指定医療機関、あるいは指定医というものを決定していくというふうなことが既に決まっているというふうな形に受け取れるわけですけれども、その内容については、いわゆる保険医医師免許の上にまた新たな精神の指定医のようなもの、そういう制度をつくるのかという非常に大きな問題になるのではないかと思いますけれども、これについては、事務局の方でどのように考えておられるか、もう一度、説明を伺いたいと思います。

○佐藤座長 いかがでしょうか、事務局からご説明いただければと思います。

○野村課長補佐 今回の制度見直しに伴い、指定医療機関という形で制度を導入いたしましたが、その中で、指定医療機関、例えば更生医療を行うために一定の設備がなくてはならないなどを従来の指定更生医療機関の基準の中にも盛り込ませていただいたところでございますけれども、今回の見直しを受けて、具体的にどういった基準にしていくかというのは、また今後、具体的な案をつくった上で、関係される方のご意見を伺いながら定めていきたいと考えておりますので、現時点でもまだこれが明確に指定医療機関の基準ですという形でお示しできるものは、持ち合わせておりません。

○三上構成員 といいますのは、精神の場合は通院というか、外来の問題なので、どんな形にせよ、条件をつけるということは医師の裁量について非常に大きな影響を出すということになりますから、更生医療のように、入院医療機関ということを対象にしていくと、ある程度、医療機関としての実績なり、そういうものがあると思うんですけども、外来、通院という部分にとってみると、医療機関としての条件をつけるということは非常に難しいのではないかと思います。

○佐藤座長 では、ほかのご意見なり、質問がございましたら、また、その件について、検討が入ると思いますので。

○竹島構成員 先ほどのことに関係するかどうかわかりませんけれども、私の方で、平成12年だったと思いますけれど、通院医療費公費負担の運営実態に関する研究というのをさ

せていただきまして、その状況運営の分析というのをさせていただいたことがございます。その中で、通院医療公費負担という制度自体が、対象の範囲、通院医療費公費負担で対応する範囲といったものが、精神保健福祉法の第5条を対象とするということになりますし、非常に幅が広いという意味で、基本的に通院医療の普及に従って増えていかざるを得ない構造を持っているという点があつて、そういう意味で、その制度の運用のあり方等については再検討が必要であるということはあったと思います。

その中でも一定、通院医療公費負担を実施できる医療機関等のことも検討されざるを得ないのではないかということを分析したことがあるということを報告させていただきます。

○佐藤座長 そのほか、いかがでしょうか。

○三野構成員 また、今、三上先生、非常に貴重な意見を言っていただいたのですが、これは少し意見になるかもわかりませんけれども、「重度かつ継続」ということにまたこだわりたいと思うのですが、この今の考え方、論点でいきますと、いきなり、まず重度かつ継続というのは、高額な医療費負担が継続的に発生する疾病をどうするかということを調べようというお話だと。後の資料、まだお読みになっておられませんけれども、そのように感じるのですが、当初、この3つの疾病を出したときに、恐らく私の記憶が定かではないのですけれども、主管課長会議でFコードで指定をされて、例えば狭義、躁うつ病はF30、31に当たるというふうなことを一時議論されて、国会でもF30はいかがなものかというお話もあったと思いますが、このようなお話をされるのかどうか。これは少し意見になるかもわかりませんが、もちろん育成医療、更生医療においてはかなり限定された中での疾病的範囲を指定しなければいけないということはあると思うのですが、精神に関しては、先ほど花井先生もおっしゃいましたが、あくまで外来精神医療の普及という本来の精神保健福祉法の32条の立法趣旨があるわけでございます。今回、自立支援医療に変わっても、その趣旨は変わらないといいますか、根拠が変わっただけで対象者も変わらないし、趣旨も変わらないと私どもは理解しております。

となりますと、精神通院公費と更生医療、育成医療全部横並びにして、もちろん基盤としての3障害は、基盤づくりと一緒にするというのは、私ども異議はございませんけれども、3障害に関連した医療を全部横並びにして、全部同じような条件を設けてということを全部やるのは非常に私は無理があるのではないかと思います。まず、その辺を先に、もちろん結論はすぐに出ないかもわかりませんけれども、議論をしなければ、いきなり、このような高額な医療を発生する疾病は何かということを先に議論されるのはいかがなものかというのは、これは私の意見ではございますけれども、質問としてもさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○佐藤座長 そのほか、いかがでございましょうか。今、三野構成員のお考えについて、もし事務局からコメントすることがございましたら、いかがですか。

○渡辺課長補佐 本日の資料4を出させていただいてございますけれども、そのあたりの

話は日精協さん、日精診さんからもデータ出させていただいてございますので、そのあたりのところでまたご議論いただければと思ってございます。

○佐藤座長 それでは、先ほどの2点について、我々の検討する論点、または進め方でございますけれども、今、三野構成員から、「重度かつ継続」というところに入りにくいという意見もあったことはあったわけですが、その他についてはいかがでございましょうか。

○花井構成員 先ほど三上委員からあった、その他の検討事項の指定医療機関、あるいは指定医師の制度をどうするのかというお話をですが、私は1つは、公費負担医療全体の伸びが非常に高いので、何とか利用者に少しでも負担できるものはしてもらいながら制度維持しようというのが背景にあるわけですから、そういう点から考えると、精神医療はたとえ通院医療でもあっても、もちろん精神障害に関してはいろんな程度、範囲のものがありますから、全部精神科医療機関にダイレクトに来るということは限らないわけですね。そういう人たちに対してどうするかという問題ももちろんあるのですが、その問題と、継続的にかつ比較的負担が重くなって、ずっと継続的に治療が必要な医療をどうするかという問題はこれは別ではないのかというふうに思うんですね。

例えば、継続的にというのは、どのぐらいを指すのか、まだ、これから検討でしょうけれども、それは32条、今度の自立支援医療の趣旨であるならば、一般の受診する障害と区別する必要はあると思いますね、適用を。だから、私はそういう意味では、どういう形でその辺を区別するのかというのはまだよくはわかりませんけれども、例えば軽症であれば、一般科の外来にかかるて、それで落ちつく場合もあるでしょうし、落ちつかない、継続的に精神科の専門的な外来診療が必要だというものに関してはきちんと精神科の専門科に回すと。長期になるものは、したがって自立支援医療制度にのつけるということを考えた場合に、その辺をきちんと線を引くということは大事ではないかというふうに思います。

したがって、その辺の指定医療機関制度、診察する指定医の条件等についても、前の12年の竹島先生の研究班の提言にあるように、きちんとまな板の上に、検討課題にのせるということが1つ大事ではないかなというふうに思いますし、また、もう一点は、同じ竹島先生の研究班の報告にもありましたけれども、現在、当時の32条の運用が必ずしも適正に行われていないというのは、例えば精神障害とは直接関連のない診断名が53%ぐらいある。それらのものに関してはレセプト、本当に精神疾患だけのものから見ると、レセプト請求額が1.34倍あるというようなデータも出ていますので、その辺のレセプト審査の体制、これも十分行われてないという報告もありますので、そのこともまな板にのせて、自立支援医療制度を検討する場合のその他の項目に適正な運用ということを、私はのせるべきではないかと思います。

○佐藤座長 ご意見ございますか。

○竹島構成員 一緒に話を出させていただいた方がよろしいかと思って出させていただきます。1つ目が、1番の「重度かつ継続の考え方」と、2.の中で、2番の方には「診断書の様式等」ということが挙げられているのですけれど、重度かつ継続の部分に関しても、

重度かつ継続であるということを判定するという意味で、様式の問題は重要なのではない  
かと考えられるのですが、その点がその他に含まれているという考え方いいのかという  
ところを1つお聞きしたい。それから、もうもう一つは、精神の場合には、退院促進、社  
会復帰ということがございます。特に7万人の退院促進ということが挙げられておりま  
すが、普通に考えますと、そういう方たちにある程度傾斜的に、重度かつ継続等の医療が  
適用されていてこそ社会復帰が実現していくのではないかというふうに考えられるわけ  
です。

そういう意味で、先ほどのこの3つの公費の医療の制度という中で、政策といった課題  
と、それとある程度リンクさせて、その制度を運用させていかないといけないのではないか  
とも思われるのですが、その辺の考え方みたいなものを少し教えていただけたらと思  
います。もし、そういうことができましたら、三野先生が先ほど言われたところにも入って  
いけますし、「重度かつ継続」の議論にスムーズに入っていくことではないかと考えま  
す。そこに入していくことによって、逆に明確になっていくということも考えられるの  
ではないかと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。今、2点ございました  
けれども、1のその他のところに、そういう判定の条件とか要件とか、そういうのも入っ  
ているのかというのと、2点だったと思いますが。

○渡辺課長補佐 今の先生のお答えに関しますことにつきまして、資料2の2枚目のと  
ころに我が方の検討の進め方のところを書かせていただいてございまして、趣旨としては、  
先生おっしゃるとおりだと思いますので、「○」1のところの3ポツ目で、その他の事項  
に関しては継続的に検討を行うということでございまして、この部分も先生おっしゃるよ  
うに、非常に重要な部分でございます。しっかりと議論していただければと思っています  
が、事務局的な思いで述べさせていただきますと、1つ目の「○」のところで、国会の審  
議状況等ともございまして、優先順位の1番目には、「重度かつ継続」についての検討を  
行っていただきたいということが事務局的にはくるところでございますので、基本的には  
そのような、先生のご意見を踏まえまして、ここに書いてあるような形で進めさせていた  
だければと思ってございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。そのほかにもいろいろご意見があろうと思  
いますけれども、今、説明があったように、また、最初の方にも事項の説明の中にあつた  
ように、差し当たって検討を進めなければならないところからということを考えると、重  
度かつ継続と。また、この点が非常に根幹の点でもございますので、そういう意味ではこ  
こから入ってもいいのではないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、今、あったような検討事項に係る論点、またはその検討の進め方というと  
ころのご討議を次に進ませていただきまして、今、申しましたように、「重度かつ継続」と、  
そのところに対する考え方ということについて、事務局から説明をいただいて、その説  
明が終わりました後で、また、ディスカッションしたいと思いますので、どうぞ、ご準備

いただきたいと思います。事務局よろしくお願ひします。

○椎名主査 お手元の資料3、横長の紙をご覧ください。「重度かつ継続」についての考え方を示してございます。1枚目は、先ほどからの復習になりますけれども、今回の公費負担医療制度の見直しにおきましては、原則1割の定率負担としているところでございますが、医療費負担が家計へ与える影響が大きい場合の配慮として、一定以下の所得の方々に対しては、所得に応じた負担上限額を設定しているところでございます。

その下の四角ですけれども、ここでいう「重度かつ継続」とは、医療上の必要性があつて、継続的に相当額の医療費負担が発生し続ける者については、一定の負担能力がある場合についても月の負担額に上限を設けると、そういう仕組みになっております。

この「重度かつ継続」の当面の範囲として考えておりましたところは、疾病から対象となる者、精神につきましては、統合失調症、狭義の躁うつ病、難治性てんかん。

また、育成・更生医療については、腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害としております。

また、疾病等に関わらず、高額な医療費負担が継続することから対象となるものとして、これは精神・更生・育成を問わず、医療保険の多数該当の者を「重度かつ継続」の対象としております。

おめくりいただき、次のページに「重度かつ継続」のイメージとして、大変雑駁ではございますけれども、イメージ図が書いてございます。向かって左側の方の矢印ですけれども、高額医療費が初期を中心に発生する場合、治療期間の初期において非常に高額な医療費が発生するけれども、その後は比較的低額な医療費で済む場合というよりも、むしろここで考えております「重度かつ継続」のイメージというのは、その右の真っ直ぐ波線が続いております継続的に高額な医療費が発生していると。この高額な医療費が継続性を持って発生し続けているもの。こういったものを「重度かつ継続」としてとらえているところでございます。

おめくりください。

続きまして、精神通院公費負担制度における高額の事例についてご紹介いたします。こちらに載せてありますのは、レセプト抽出調査の結果でございまして、収集した事例の中で医療費分布から、特に総医療費の約4分の1を占める高額事例を抽出したものが左の四角に書いてございます。右側の四角は参考までに全事例について記してございます。ここでの高額事例だけを見ますと、平均の医療費が13.9万円ということになっております。

その解説が次のページに書いてありますので、おめくりいただけますでしょうか。

このレセプト抽出調査の評価でございますけれども、1件当たりの平均医療費は、収集した事例全体では1.9万円程度であったのに対し、月当たりの負担に上限措置が必要となると思われる高額な医療費を要している事例では、月当たり平均が13.9万円ということになつております。

この高額な医療費を要している事例では、診療行為の内訳として「その他」の部分が特

に大きくございまして、その中でもほとんどが精神科デイケア等が占めておりました。その結果、1件当たりの診療日数も月当たり15.5日と全体平均が2日ぐらいであるのに対して6.5倍程度となっております。

また、疾患に関しては、月当たりの負担に上限措置が必要となると思われる高額な医療費を要する事例になっておりますものは、統合失調症が非常に多くを占めておりました。

また、その他の病名については、躁うつ病、アルコール依存症、アルツハイマー病等が一定の割合で含まれておりましたけれども、統合失調症に比べればその割合はわずかでございました。

おめくりいただきまして、他方、育成医療・更生医療に関する「重度かつ継続」対象疾患の医療費ですが、こちらは当面の間、対象とすると考えておる対象疾病ごとの主な治療方法と費用、期間を示してございます。

腎機能障害におきましては、主な治療方法としては、人工透析が想定されておりまして、費用は月額でおよそ30万円程度が想定されています。その期間は生涯必要と考えております。

また、小腸機能障害においては、主な治療方法として、中心静脈栄養が必要な方が対象でございまして、費用としては月額約20万円程度がかかると見込まれております。こちらも期間としては生涯になります。

3点目の免疫機能障害でございますが、こちらはほとんどがいわゆるエイズを対象としておりまして、抗HIV薬による薬物療法等が行われております。費用としても月額約20万円程度、こちらも生涯治療が必要です。

このようにこの3分類については、高額な医療費負担が継続的に発生していることから、「重度かつ継続」の対象としているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。それでは、各構成員より意見をいただきたいと思いますけれども、具体的な資料が出てまいりましたので、より具体的なディスカッションができると思いますが、お願ひしたいと思います。

○樋口構成員 私が十分理解しているかどうかわからないのですが、「重度かつ継続」に関しては疾病を規定する。こういう疾病を対象にしてというふうに制限するという考え方だと思うのですね。その中身は、今、統合失調症と狭義の躁うつ病と難治性てんかんというふうに括られているのですが、これは根拠、これを3つの疾患に絞る根拠というものが何かあるのか。臨床の現場から見ていくと、必ずしもこの3疾患に限られない継続的な医療を必要とするケース、重症の例ええば強迫性障害とか、こういった疾患に関してはかなり継続的な医療が必要であり、かつ、なかなか自主生活できていない人が多いと思うのですが、そういうものはこの中に含めないという、その根拠になるような何かがありましたらお教えいただきたいのですが。